

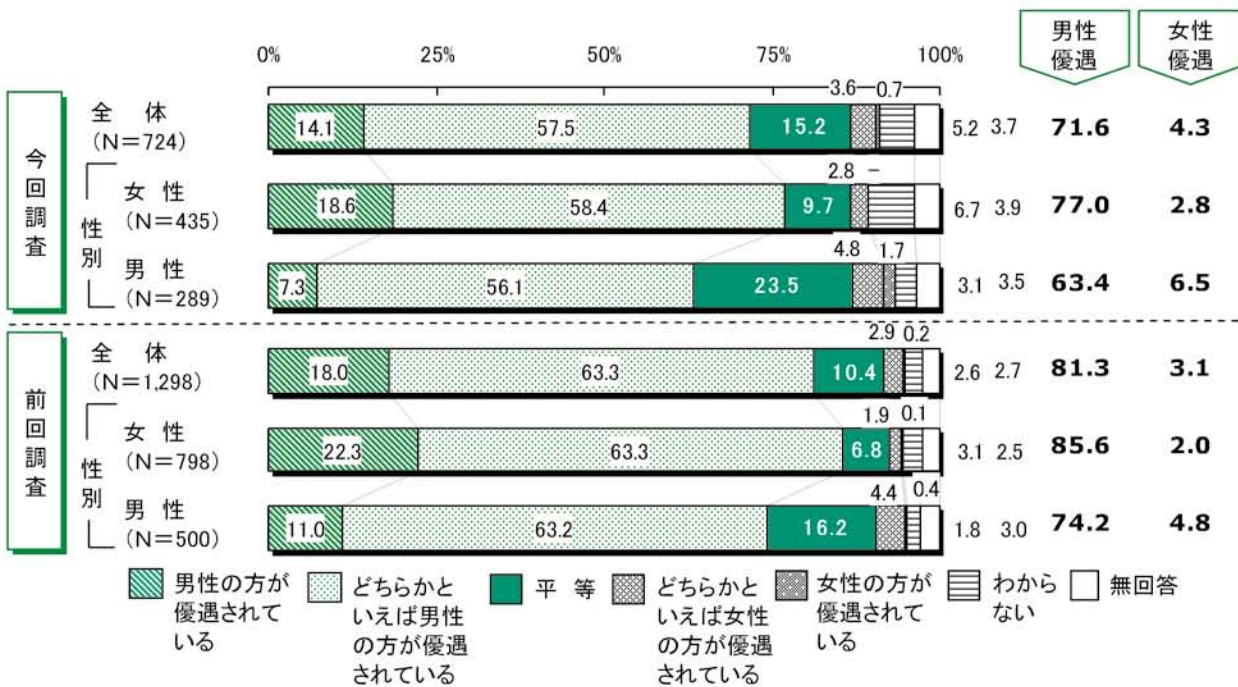
第2章 計画の概要

第2章 計画の概要

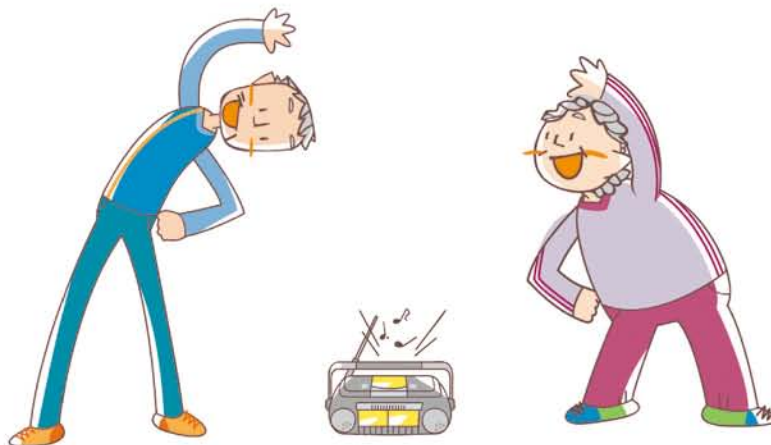
1 宗像市の現状と課題

平成20年調査によると、現状の社会では、さまざまな場面で男性が優遇されていると感じている人が多いようです。男女の地位の平等感について、女性に比べると、男性は「平等」と感じている人の割合が高いという結果が出ており、男女間で認識の差があることがわかります。

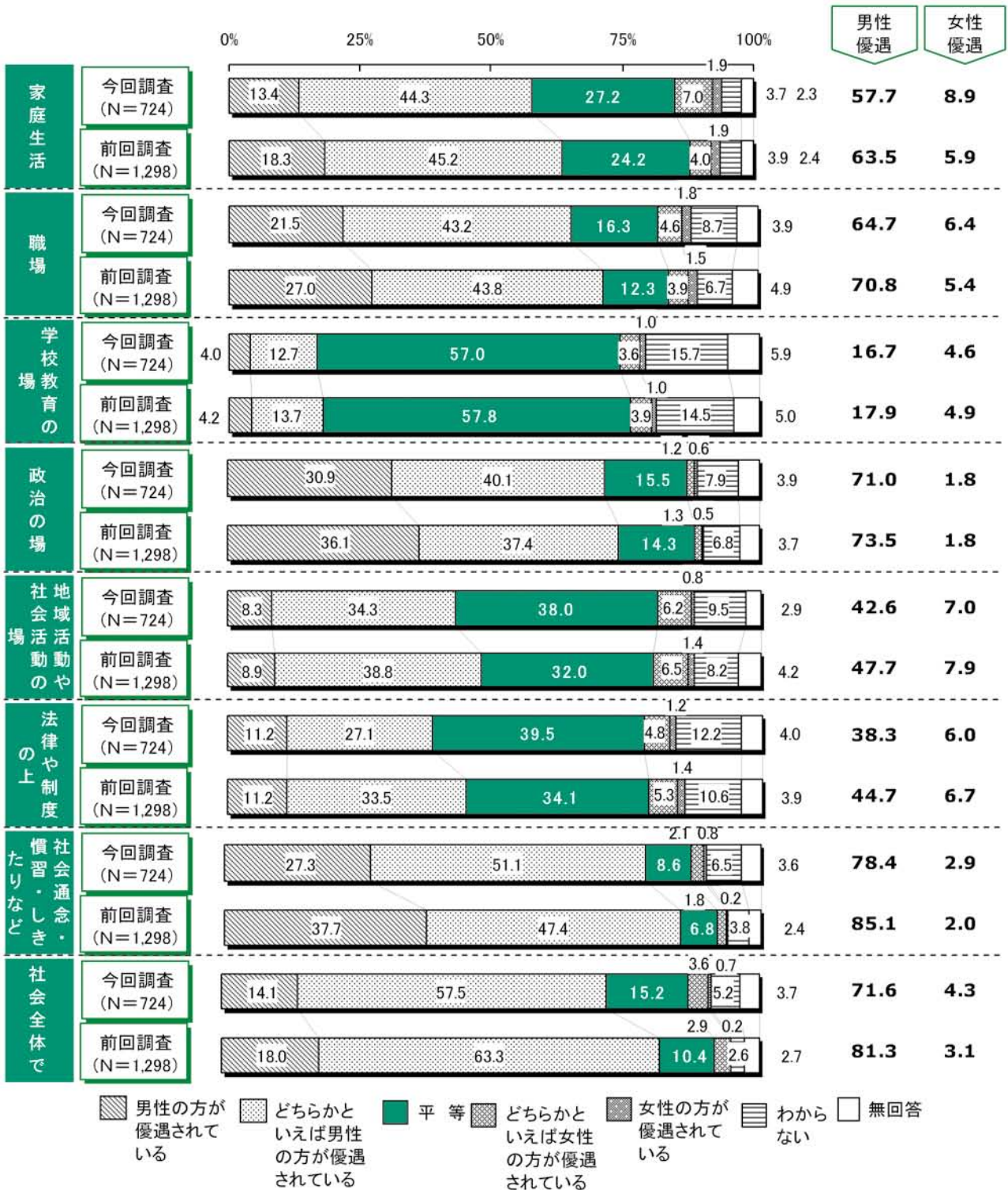
● 社会全体でみた男女の地位の平等感（前回調査比較）



資料：宗像市「男女共同参画社会に関する市民意識調査」



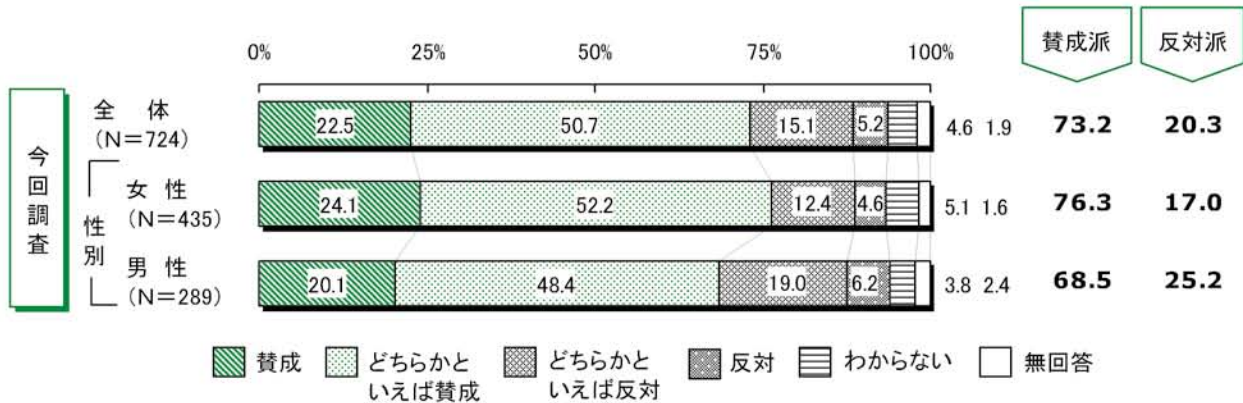
●男女の地位の平等感（前回調査比較）



資料：宗像市「男女共同参画社会に関する市民意識調査」

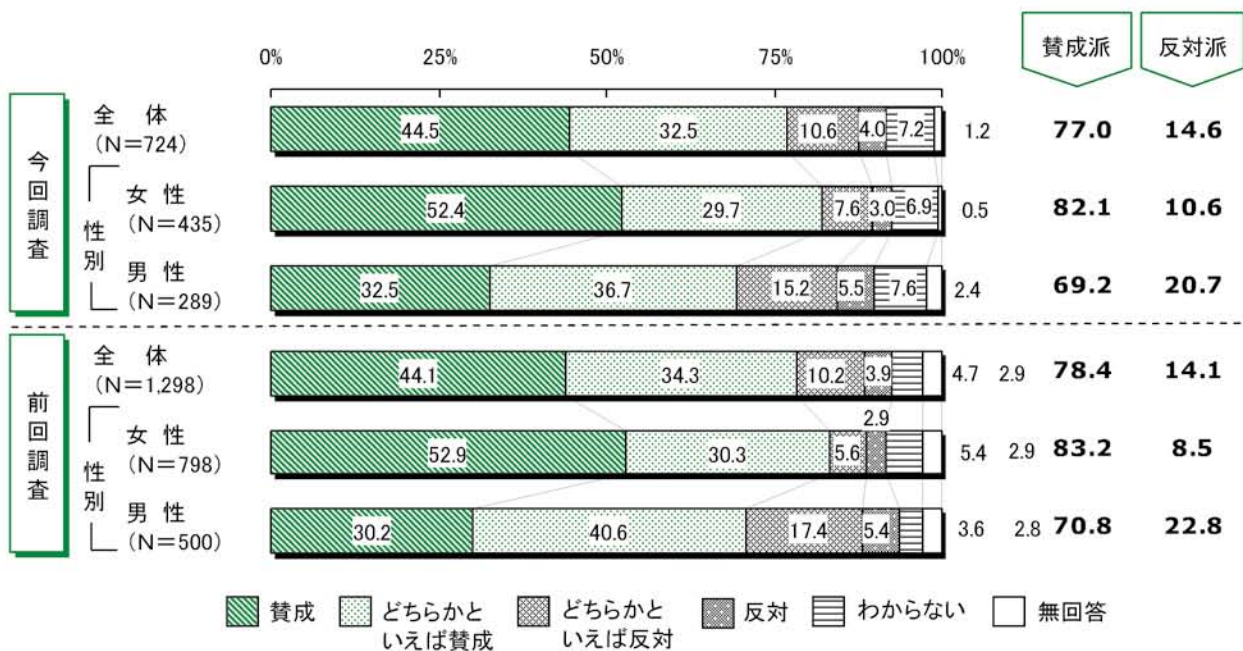
「男性は仕事をもって、家事・育児もきちんとすべきである」という考え方や「女性も男性も仕事をもって、家事・育児は共同で分担すべきである」という考え方のどちらも全体では7割以上の方が賛成しています。男性も家庭的責任を担わなければならないという認識はかなり広がっているといえます。

● 「男性は仕事をもって、家事・育児もきちんとすべきである」



資料: 宗像市「男女共同参画社会に関する市民意識調査」

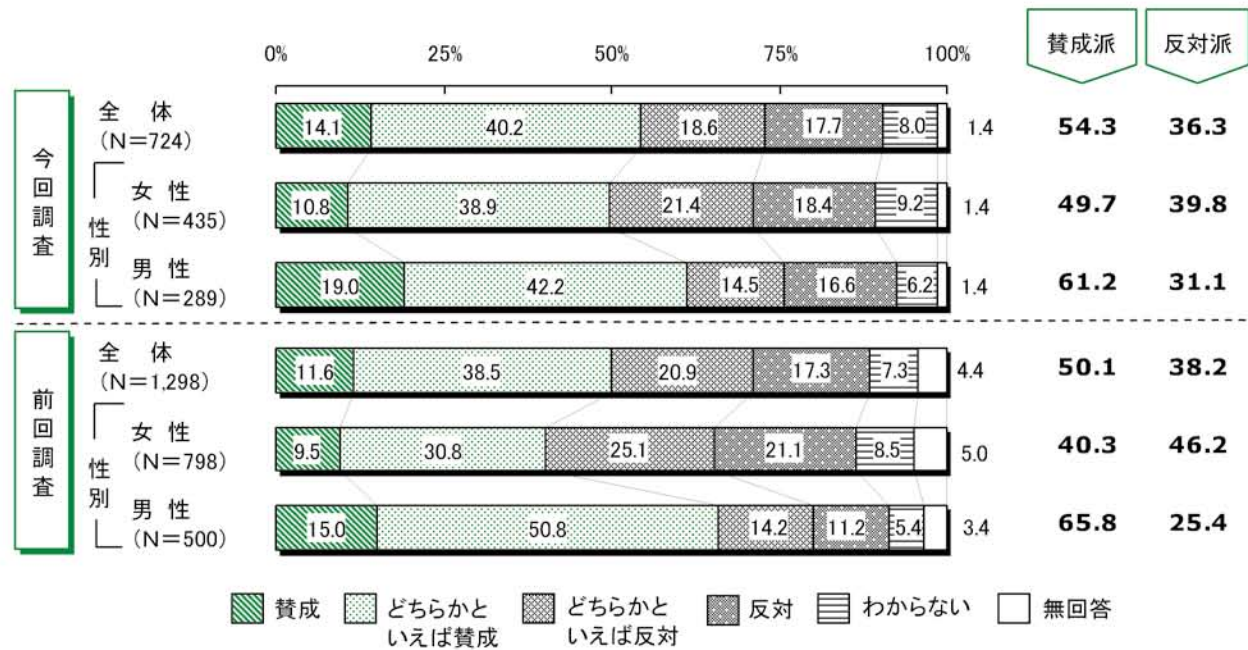
● 「女性も男性も仕事をもって、家事・育児は共同で分担すべきである」 (前回調査比較)



資料: 宗像市「男女共同参画社会に関する市民意識調査」

しかし、一方では「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という固定的な性別役割分担意識について、全体では約半数の人が賛成しており、男性では賛成する人が6割を超えています。男性も家事や育児といった家庭的責任を担わなければならないという認識はかなり広がってはいるものの、原則的には性別で役割は異なるという性別役割意識の根強さがうかがえ、男女共同参画の意識啓発をより一層進める必要があります。

● 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」（前回調査比較）



資料：宗像市「男女共同参画社会に関する市民意識調査」



2 計画の位置づけ

①「男女共同参画社会基本法」並びに「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく計画

この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条に基づく市町村男女共同参画計画並びに「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第2条の3に基づく市町村基本計画として策定しています。

②「宗像市男女共同参画推進条例」に基づく計画

この計画は、平成16年に施行した「宗像市男女共同参画推進条例」第9条に基づくものであり、条例の基本理念、責務等を踏まえ策定しています。

③「宗像市総合計画」及び国・県の基本計画を反映した計画

この計画は、「宗像市第1次総合計画」を基本として、国の「男女共同参画基本計画（第2次）」及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」、「第2次福岡県男女共同参画計画」、「福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」との整合性を保ちながら、宗像市における望ましい男女共同参画推進に関する基本的な取り組みの方向と具体的な施策を示す計画です。

以上のことから、この計画は次のような役割を担うこととなります。

- 本市における男女共同参画に関する施策を長期的、総合的かつ計画的に推進し、事業を実施する際の指針となるもの。
- 国や県等の関係機関に対する要請及び調整の手がかりとなるとともに、市民及び企業に対しては、先導的・協力要請的な働きかけを行う指針となるもの。

3 計画の期間

本計画は、2011年度（平成23年度）から2020年度（平成32年度）の10年間の計画とします。ただし、社会情勢の変化あるいは国の施策が変化した場合には、必要に応じて見直しを行うものとします。

また、施策の取り組みにある各事業の実施区分については、次のように表示します。

【実施区分】

「継続」・・・平成22年度以前より事業化されているもの

「新規」・・・本計画において新たに事業化されたもの

4 計画の基本理念

宗像市男女共同参画推進条例（要約）

目的（第1条）

男女共同参画推進社会の実現に向け、その基本理念を定め、責務と教育の役割を明らかにし、総合的、計画的に推進することを目的としています。

基本理念（第3条）

- 1 女性も男性もお互いの人権を尊重し、男女が個性と能力を発揮できる社会にしましょう。
- 2 男女間において、どんな暴力も行ってはいけません。
- 3 社会に未だに残っている、性別によって決められた役割分担意識にまどわされないような社会にしましょう。
- 4 市の施策や事業者における方針の立案及び決定には、女性も男性も共に参画しましょう。
- 5 家事、育児、介護など家庭生活では、女性も男性も協力し、家庭以外の地域活動などにも、共に参加しましょう。
- 6 男女共同参画は、世界のさまざまな取組みに目を向けながら、国際協調で進めましょう。
- 7 あらゆる教育の場において、男女共同参画の推進に努めましょう。
- 8 女性も男性も生涯を通して、健康で安全な生活が送れるように、お互いに性を正しく理解しましょう。

第2次宗像市男女共同参画プラン

基本目標

- I ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の確立に向けた社会づくり
- II 一人ひとりの人権が尊重される社会づくり
- III 性別にとらわれない社会づくり
- IV 個性と能力を発揮し、男女がともに参画できる社会づくり

男女共同
参画の
推進

計画の基本理念

「お互いを尊重して、みんなが幸せに生活できるまちづくり」

5 計画の体系

本計画における施策の体系は下図のとおりです。

基本理念	基本目標	基本施策
お互いを尊重して、みんなが幸せに生活できるまちづくり	Ⅰ ワーク・ライフ・ バランス（仕事と 生活の調和）の確立に 向けた社会づくり	1 家庭生活における男女共同参画の推進 2 両立しやすい職場環境づくり
	Ⅱ 一人ひとりの人権が 尊重される社会づくり	1 あらゆる暴力根絶のための対策と推進 2 生涯を通じた女性の健康支援 3 みんなが安全に暮らせる社会環境づくり
	Ⅲ 性別にとらわれない 社会づくり	1 男女共同参画意識の浸透 2 教育・学習の場における男女共同参画の推進
	Ⅳ 個性と能力を発揮し、 男女がともに参画 できる社会づくり	1 政策・方針決定過程への女性の参画の推進 2 地域・社会活動への男女共同参画の推進 3 職域における男女共同参画の推進 4 国際社会との連携

施策の取り組み

- (1) 高齢者・障害者への支援 (2) ひとり親家庭等への支援
- (3) 子育て中の親への支援 (4) 介護に対する支援
- (5) 男性の家事・育児・介護参加促進の啓発

- (1) 仕事と家庭の両立の意識づくり (2) 仕事と家庭の両立支援の促進
- (3) 男性の育児・介護休業等の取得啓発

- (1) DV・セクハラ等の防止の啓発 (2) DV・セクハラ対策の推進
- (3) DV・セクハラ被害者支援 (4) DV・セクハラ相談、支援体制の充実

- (1) 生涯を通じた女性の心と体の健康づくり

- (1) 安全に暮らせる環境づくりへの支援

- (1) 社会制度・慣行の見直し (2) 固定的な役割分担意識の解消に向けた啓発の推進
- (3) 男女共同参画の推進に関する情報提供

- (1) 就学前教育における男女共同参画の推進 (2) 学校教育における男女共同参画の推進
- (3) 社会教育における男女共同参画の推進 (4) 家庭教育における男女共同参画の推進

- (1) 審議会等への女性登用促進 (2) コミュニティにおける女性役員登用促進
- (3) 職場における男女共同参画の推進

- (1) 男女の社会参画の促進と支援 (2) 地域活動を促進するためのリーダーの育成

- (1) 就業環境整備の啓発 (2) 商工業・農林水産業における男女共同参画の推進
- (3) 女性の就労支援や就業機会の拡大 (4) 女性のチャレンジ支援

- (1) 国際的視野に立った事業・教育の推進